

【別紙 4】

水質検査計画策定指針案

1．基本的事項

- (1) 水質検査計画は毎事業年度毎に策定され、事前に公表されなければならない。
- (2) 水質検査計画に基づき実施した水質検査結果については、その評価とともに速やかに公表されなければならない。
- (3) 水質検査計画には少なくとも次の事項が記載されなければならない。
 - ア．水質検査計画に関する基本方針
 - イ．当該水道事業の概要
 - ウ．当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
 - エ．水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由（水質検査を省略する項目及びその理由）
 - オ．臨時の水質検査に関する事項
 - カ．水質検査の方法（自己検査／委託検査）
 - キ．水質検査計画及び検査結果の公表の方法
 - ク．その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

2．水質検査計画の記載事項

- (1) 水質検査計画に関する基本方針
水質検査計画の策定に当たっての基本方針を記述する。
- (2) 水道事業の概要
基礎的情報として少なくとも以下の事項を記載する。
 - ・給水区域
 - ・水源の名称及び種別
 - ・浄水場の名称及び浄水方法
 - ・その他必要な事項
- (3) 当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
原水から給水栓に至るまで水質の状況、汚染要因（水源・浄水処理・管路など）及び水質管理上の優先汚染物質などについて記述する。

- (4) 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由検査
水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由を記述する。この際、水質検査項目の省略指針及びサンプリング・評価の考え方を十分考慮する。また、水質検査を省略する項目については、その項目名と省略する理由を記述する。
- (5) 臨時の水質検査に関する事項
臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目について記述する。この際、水質検査のためのサンプリング及び評価の考え方を十分考慮する。
- (6) 水質検査の方法（自己検査 / 委託検査）
どの項目について自己検査を行い、どの項目について委託して検査を行うのかを記述する。
- (7) 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
水質検査計画及び検査結果の公表の方法について記述する。また、需要者との連絡調整方法についても記述する。
- (8) その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項
上記のほか、少なくとも以下の項目について記述する。
- ・ 水質検査結果の評価に関する事項
 - ・ 水質検査計画の見直しに関する事項
 - ・ 水質検査の精度と信頼性保証に関する事項
 - ・ 関係者との連携に関する事項

3 . 留意事項

水道水質管理上の重要性が高い原水の監視、及び、必要に応じ、水質管理目標設定項目の監視についても、本計画に位置付けることが望ましい。